

宇都宮市における主な税制改正による市税への影響額

	定率減税等 (H10・11年度)	H12～16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度～23年度
個人市民税	<p>○特別減税 (10年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族等の人数などに応じた税額控除 本人 8千円 扶養親族1人につき 4千円 <p>○最高税率引き下げ (11年度～)</p> <p>所得割税率のうち課税標準 700万円超の税率を 12%→10%</p> <p>○定率減税 (11～18年度, 17年度からは 1/2 に縮減)</p> <p>個人住民税所得割額の 15%を控除 (控除限度額 4万円)</p>	<p>○配当割及び株式譲渡所得割の創設 (16年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率 5%, 2/3 を市町村に交付 (配当割は 20年3月まで, 株式等譲渡割は 19年12月まで税率 3%) <p>○均等割税率の引き上げ (16年度～)</p> <p>2,500円→3,000円 【影響額 8,500万円増】</p>	<p>○配偶者の非課税措置の廃止 (17年度は 1/2 廃止。18年度から全部廃止)</p> <p>控除対象配偶者に対する均等割の非課税措置 【影響額 17年度 4,400万円増, 18年度以降 8,800万円増】</p>	<p>○高齢者の負担平準化 【影響額 6億5,200万円増】 〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金所得控除の見直し 【影響額 2億1,300万円増】 ・老年者控除の廃止 (48万円の所得控除) 【影響額 3億円増】 ・老年者非課税制度の廃止 (125万円以下の所得者に対する非課税措置) 【影響額 1億3,900万円増】 <p>○定率減税廃止 (1/2 廃止) 【影響額 5億円増】</p>	<p>○税源委譲に伴う所得割の比例税率化 ・所得割税率を現行の 3%・8%・10%から一律 6%へ 【影響額 28億円増】</p> <p>○市町合併 【影響額 19億円増】</p> <p>○定率減税廃止 (全部廃止) 【影響額 10億円増】</p>	<p>○寄附金税制の拡充 (21年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得控除から税額控除へ ・上限を総所得の 25%→30%, 適用下限額を 10万円→5千円 ・ふるさと納税導入 【影響額 △25万円】
法人市民税	<p>○法人税率の引き下げ (11年度5月申告分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税率 37.5%→34.5% (中小法人は, 28%→25%) 【影響額 約△7億円】 	<p>○法人税率の引き下げ (12年度5月申告分～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税率 34.5%→30% (中小法人は, 25%→20%) 【影響額 約△16億円】 				
その他	<p>○たばこ税率引き上げ (11年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国たばこ税の税源移譲 千本当たり 2,434円→2,668円 (旧3級品は 1,155円→1,266円) 【影響額 2億5,800万円増】 ※ 対前年増減額 	<p>○事業所税 (15年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新增設に係る事業所税の廃止 【影響額 △2億1,000万円】 <p>○たばこ税率引き上げ (15年7月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国たばこ税も同率引き上げ 千本当たり 2,668円→2,997円 (旧3級品 1,266円→1,412円) 【影響額 1億6,600万円増】 ※ 14～16年度増減額 <p>○特別土地保有税新規課税停止 (15年度～) 【影響額 7,400万円増】</p>		<p>○たばこ税率引き上げ (18年7月～)</p> <p>千本当たり 2,977円→3,298円 (旧3級品 1,412円→1,564円) 【影響額 3億2,000万円増】 ※ 17～19年度増減額</p>		